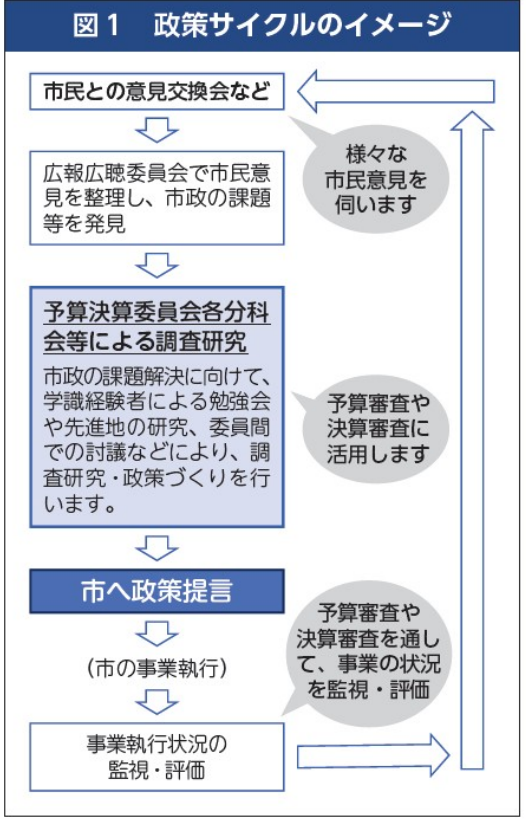


図表 13 あいづわかまつ広報議会No.213（令和5年9月1日号）より（1）

# 住みよい会津若松市のために 議会から市へ政策提言を行いました

会津若松市議会では、議会基本条例に基づき、市民との意見交換会を開催し、いただいた意見等をもとに政策課題を定め、政策討論会（令和4年8月からは予算決算委員会）各分科会において調査、研究を進めてきました（図1）。  
令和5年6月14日、予算決算委員会において、各分科会よりこれまでの4年間の取組状況が報告され、同年7月7日、自主防災組織への支援の在り方などについて市長へ政策提言を行いました。



## 各分科会最終報告書

令和元年8月から令和5年6月までの調査研究を予算決算委員会各分科会の最終報告書としてまとめました。

### ○各分科会の研究テーマ

- 第1分科会**
  - ・財政健全化
  - ・住民自治
  - ・ICTと未来社会
  - ・まちの拠点
- 第2分科会**
  - ・地域との連携による防災・減災対策
  - ・地域住民が皆社会参加できる地域づくり
  - ・学校における学習環境の整備
  - ・ごみ減量化の取組
- 第3分科会**
  - ・農業の担い手育成及び農業所得向上
  - ・観光誘客並びに地域経済活性化及び支援策の在り方
  - ・新工業団地の造成
- 第4分科会**
  - ・市民の安心・安全を担保するための社会インフラの在り方
  - ・官民連携による降雪対策の在り方（官民連携、協働による道路等のインフラの維持管理・整備手法）

報告書はこちらからご覧いただけます



市長に提言書を手渡す様子  
（令和5年7月7日）

議会からの政策提言

今回の最終報告を踏まえ、「自主防災組織への支援の在り方」をはじめ5点について、議会として市へ提言することが確認され、市長へ提言を行いました。

特集

議案等の審査

審議結果

賛否一覧

討論

一般質問

議会からのお知らせ

提言1  
地域防災

●自主防災組織への支援の在り方に関する提言

○地域の実情に応じた補助の在り方を検討すべき

自主防災組織は、災害による被害を未然に、また最小限に防ぐための組織で、地域にとって重要な役割を担っており、今般、本市では様々な町内会において自主防災組織の設立が検討されている。

現在、市では自主防災組織設立時のみに補助金を交付しているが、この自主防災組織が継続して、充実した活動ができ、組織力の強化が図られるためには、設立後においても継続的に財政支援を行う必要がある。

支援に当たっては、各自主防災組織のニーズを的確に把握した上で、各地域の実情に応じた補助の在り方を検討すべきである。



提言3  
中小企業

●中小企業及び小規模企業の振興に係る協議の場に関する提言

○未来会議構成メンバーの選出方法を改善せよ

中小企業・小規模企業未来会議が果たす役割は大きく、中心市街地における賑わいの創出と商店街の活性化に繋がる取組が期待されるところであり、令和5年度に取組成果を総括することとしている。

これまでのコアメンバーの出席状況等を踏まえれば、欠席が多いメンバーや任期中でのメンバーの交代等もあり、所期の目的を果たせるとは言い難い側面も見受けられる。

未来会議の構成メンバーは、一定期間継続して会議に出席できるメンバーとするべきであり、その選出方法について改善を図るべきである。

※中小企業・小規模企業未来会議

本市の中小・小規模企業の振興について、関係者が協議する会議

提言2  
食料・農業・農村

●農政の在り方に関する提言

○国への要請行動を継続すべき

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田が見直され、令和4年度から5年間の間に1か月以上水張りが行われない農地については交付対象水田としない方針とされるなど、就農者の意欲や所得安定等に影響を及ぼす事態を招いている。

農業は、国の施策に大きな影響を受けることから、国に対し、JAをはじめとした関係機関が一体、一丸となり、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しや安定的な農業所得の確保等に向け、必要な支援措置を講じるよう要請行動を継続していくべきである。

※水田活用の直接支払交付金

水田で飼料用米、麦、大豆等の作物を生産する農業者に対して交付される交付金



提言4  
観光

●観光誘客に関する提言

○インバウンド誘客に取り組むべき

外国人観光客が来訪先を選ぶ際に参考としている情報は日本国内においても人気のある観光地であり、インバウンド誘客は国内需要の高さが前提となるという指摘もあるところである。

そのため国内からの観光誘客の強化を図るため、広域的な観光ルートの充実に取り組みながら、インバウンド対策を講じる必要がある。外国人観光客のニーズを把握しながら、海外の現地法人やインフルエンサー等との連携・協力によるPRや周知に努めていくとともに、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）等を見据え、近接する各空港から本市への直行高速バスの運行を検討するなど、交通アクセスの充実を図り、外国人観光客をはじめとして本市への観光誘客に取り組むべきである。



提言5  
社会基盤系  
公共施設

●市民の安心・安全を担保するための  
社会インフラの在り方に関する提言

○（仮称）会津若松市インフラマネジメント計画の策定を

本市におけるインフラ整備については、「会津若松市総合治水計画」、「会津若松市橋梁長寿命化計画」、「会津若松市水道事業ビジョン」、「会津若松市下水道ストックマネジメント計画」など、分野ごとの個別計画が策定されているものの、インフラ全体についてのマネジメント計画は策定されていない。また、市民からの要望の多い生活道路についても、日々のパトロールによる現状の把握と応急的な補修により対応している状況にあり、計画的な管理を進めていく必要がある。

そのためには、市において、適切な予防保全や、長期的視点での整備を行い、管理するインフラを総体的に把握して対応していくための「（仮称）会津若松市インフラマネジメント計画」の策定が必要であり、そのためには、市全体のインフラ総量を把握するための管理のデジタル化を進め、市民からの要望・対応状況や日常の補修等の管理も含めた、計画的なインフラの整備・管理を行うことが必要である。将来的には、民間への道路管理の包括委託の可能性も視野に入れ、各種事業内容の洗い出しや、除雪を含めた通年による道路管理など、将来を見据えた検討を行っていくべきである。



## VI 会津若松市議会の特徴

### 1 予算・決算の審査

#### (1) 政策サイクルと決算審査・予算審査の連動 (P34~35 図表 14・15)

- ・決算審査と予算審査には年度間のタイムラグがあるが、住民福祉に資する予算が執行された結果をどのように評価し、その内容が次年度以降どのように予算化がされるのか、政策サイクルで見ることができる。
- ・政策や施策の全体最適性として、事務事業を議会として評価すべきである。

#### ※ 政策分野の評価

予算決算委員会 [決算審査] において総合計画の政策分野を評価 ⇒ 事前に、市民との意見交換会での意見、予算審査における論点、重要性・緊急性を勘案し、施策・事務事業を抽出 ⇒ 委員間討議により論点課題の抽出 ⇒ 論点をもとに決算審査において質疑 ⇒ 議員間討議 ⇒ 評価 (要望的意見) ⇒ 執行機関へ送付 ⇒ (予算編成 ⇒) 予算決算委員会 [予算審査] ⇒ (予算執行 ⇒) 予算決算委員会 [決算審査]

#### (2) 予算決算委員会の常任委員会化 (平成 25 年 8 月に設置)

##### ア 設置目的

予算決算委員会は、予算及び決算の審査について議案一体の原則に照らし適正な審査を行うとともに、議員全員が予算・決算の審査に携わりながら、予算 (政策決定) と決算 (政策評価) の審査を連動させた政策サイクルにより議会機能の一層の充実を図り、もって、本市の政策課題の解決に寄与することを目的に設置する。

##### イ 組織

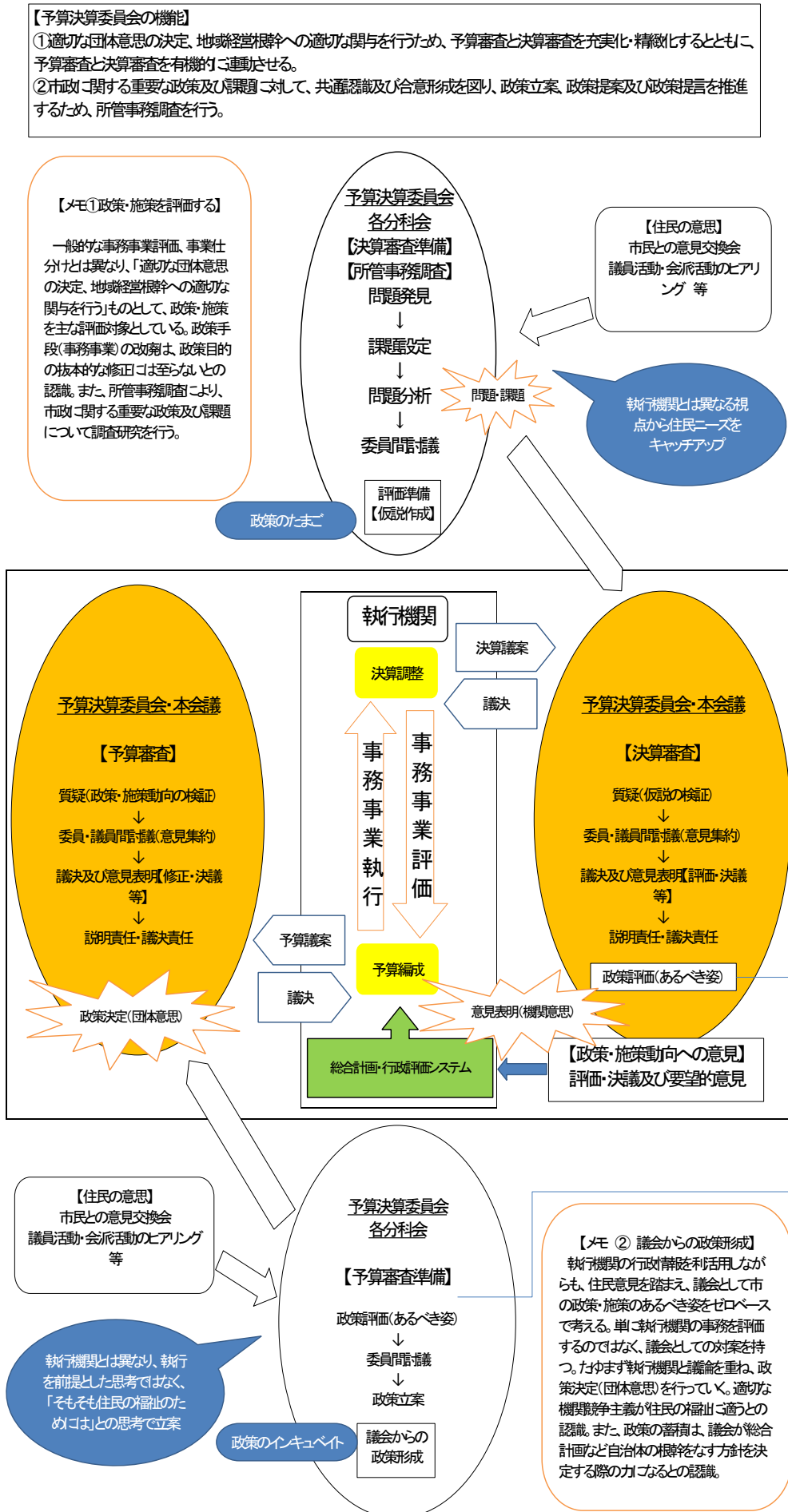
- ・議長を除く全議員で構成
- ・分科会による審査 (総務・文教厚生・産業経済・建設委員会ごとに分科会を設置)

#### (3) 予算審査・決算審査に係る論点の抽出

- ・論点抽出表の作成 (P35 図表 15)
  - ⇒ 総合計画をベースに、各委員が論点を持ち寄り、各分科会として取り上げる論点などについて協議 (この論点は、各分科会の具体的検討テーマとして抽出・調査研究している項目を中心にしている)
  - ⇒ 委員間討議を行い、市民との意見交換会などで聴取した意見を中心に練り上げる
- ・論点抽出表をもとに、定例会議や予算決算委員会各分科会にて執行機関に質疑
- ・分科会ごとに委員間討議を実施し、必要であれば分科会として修正案や決議案、要望的意見をとりまとめ、予算決算委員会に報告 → その後、本会議において審議、審査を行う

※P39 具体的手順 (2月定例会議 (当初予算審査など) を例に) 参照

図表 14 予算決算委員会の政策サイクルのイメージ



図表 15 予算審査決算審査審議 論点抽出表 (抜粋)

令和5年2月 令和5年度予算審査

予算決算委員会第1分科会 抽出論点

【企画政策部】

1 政策目標名

政策目標5 豊かで魅力ある地域づくり

2 政策名

政策9 ひとの力を生かした地域活力の創造・再生

3 政策分野名

政策分野39 まちの拠点

(1) 政策分野に関する問題認識 (抽出した理由)

- ・まちの拠点として、県立病院跡地への施設設置において、民間活力を活用した施設整備について、一定の事業者からその方向性に賛同があったようだが、市としての考えにおいて各ケースが示された。会津若松独自のまちの拠点としてどのように考えているのか。どの町にもあるようなものではなく、会津若松としての子育て支援、市民から求められる機能の集約と今後の顔となる施設となるべく、また費用対効果として永続性のある経営資源の循環を保つためにも経営についての市の考えを伺いたい。
- ・県立病院跡地の取得、県立病院跡地利活用事業アドバイザー業務委託が予定されているがどのように進めていくのか
- ・県立病院跡地利用について市民の関心は高いと感じる。どのような施設ができるのか、整備手法はなど。
- ・令和4年度になされる県病跡地の利活用計画を検証する。利活用計画における財政分析や子育て支援施設の必要性についても検証する。また、県病跡地の利活用と共に栄町第二庁舎の活用を整理する必要がある。併せて、県病跡地周辺の公共施設の再編も整理することが必要との認識。
- ・県立病院跡地の利活用は、まちづくりを進める上で重要な土地であることから、市民ワークショップ等を開催するなど市民の意見を聞いてきたが、「利活用基本計画(案)」策定時にあたって市民の声を十分に反映させることができるのかどうか、財源確保策の検討により市財政負担額は適切であるのか、民間活力の活用は具体的にどのようなものかなどについて注視していく必要がある。
- ・まちの拠点整備事業実施にあたっては財政的平準化が行われるよう、十分に財政状況を見極めることが必要である。
- ・市役所旧館の建設から80年以上が経過し、行政機能の分散によるサービス効率の悪化や、施設の老朽化により、来庁者の利便性や安全性の向上等が求められていることより庁舎整備事業が進められてきた。情報や防災、市民サービスの拠点として令和7年度の供用開始に向けて、令和5年度は建設工事が本格化することから、事業の進捗状況を注視していく必要がある。
- ・新市建設計画の進捗と計画状況を確認、検証する。
- ・駅前整備は、主要交通の拠点であり本市の玄関口である会津若松駅前について、交通導線等を整理しながら利用者の安全性と利便性の向上のために検討を重ねている段階であり、具体的な整備については建設委員会の所管であるが、総務委員会では財政状況について注視していく必要がある。

(2) 政策分野に関する各種情報 (個別計画、行政評価、要望的意見、市民との意見交換会、政策討論会や会派の調査研究成果等)

- ・第7次総合計画、県立病院跡地利活用懇談会、県立病院跡地利活用基本構想、県立病院跡地の概要
- ・令和4年度 県立病院跡地利活用 市民ワークショップの開催結果
- ・行政評価では、手続きを適切に行うため、業務委託を進めるとしている。
- ・第27回市民との意見交換会「鶴城地区」
- ・令和4年12月26日の第1分科会における当局からの情報提供
- ・令和4年度に「県立病院跡地利活用基本計画(案)」のとりまとめ予定(導入機能、整備手法、事業費、スケジュール等)。令和5年度以降に基本設計、実施設計、用地取得など。令和9年度から供用開始予定
- ・新市建設計画の改訂(2020)
- ・平成31年2月の予算審査で総務委員会より「まちの拠点整備事業実施にあたっては財政状況を見極めること」との決議案が出されている。
- ・令和4年度に庁舎整備に対する「実施設計」が完了し、埋蔵文化財の発掘調査が進められている。令和5年3月末～令和7年3月まで、建設工事の予定。令和7年度に供用開始予定
- ・平成31年3月に福島県、会津若松市、J R東日本にて包括連携協定を締結、令和元年度に用地調査、交通量調査などの基礎調査を実施、令和4年2月に会津若松市、J R東日本、J R貨物と覚書を締結

4 施策名及び論点	5 事務事業名等 (予算説明書)	6 質疑により明らかにすべき事項
-----------	------------------	------------------

<p>1 施策名 施策1 新市建設計画の推進</p> <p>論点 (重要事項、問題点) ・新市建設計画の検証</p>		
<p>2 施策名 施策2 市役所庁舎の整備</p> <p>論点 (重要事項、問題点) ・庁舎整備事業の進捗状況</p>	<p>2款1項9目 庁舎整備費 ○庁舎整備基金積立金 ○庁舎整備事業費 ○庁舎建設等事業費</p>	
<p>3 施策名 施策3 会津若松駅前の整備検討 (建設部)</p>		
<p>4 施策名 施策4 未利用地等の利活用検討</p> <p>論点 (重要事項、問題点) ・県立病院跡地の設置機能と民間活力 ・県立病院跡地利用に関して、その施設の内容、整備と運営の主体と手法、県との協議を含めた今後のスケジュール ・県病跡地計画の検証 ・県立病院跡地の利活用計画への市民の声の反映 ・県立病院跡地の利活用における民間活力の活用方法 ・県立病院跡地の利活用における市財政負担の影響</p>	<p>2款1項8目 企画費 ○まちの拠点整備事業費 ○まちの拠点整備等基金積立金</p> <p>第3条第3表 債務負担行為 ○県立病院跡地利活用事業アドバイザー業務委託</p>	<p>・県立病院跡地への屋内遊び場機能設置と民間活力の活用とあるが、民間もコロナ禍から活力の減退も考えられる。資材コストも上がっており今後の設置進捗がどのようになるのか。</p> <p>・屋内遊び場のどのような遊びを想定し、その事業成果(直接成果、中間成果、最終成果)を検討しているのか。また、会津若松市の顔として、交流人口の増加まで見据えた拠点として永続性と発展性のある運営をどう考えているのか。</p>

6 委員間討議での論点・合意点

7 備考 (修正、変更等の要点)

I 予算審査決算審査準備会

II 審査・定例会各分科会予算審査・決算審査で活用

## 2 議決責任と議員間討議

### (1) 議決責任

- ・ 議会基本条例に「議決責任」を明記  
※「説明責任遂行」を要請することで、間接的に政治的・道義的な「議決責任」を規定

### (2) 議決責任の規定による効果

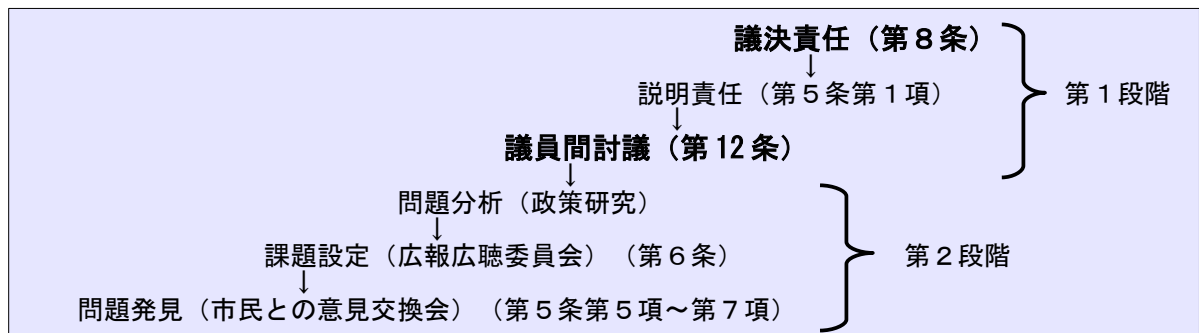
ア 将来の議決責任からさかのぼって現在の議会・議員活動を改革する考え方（図表 16）

議会が議決責任を認識し説明責任を果たそうとした時、機関としての議会、その構成員としての議員は、これまで以上にその活動を活性化させる必要が出てくる。←議決責任規定の効果

イ 議決の主体、議決に係る説明の主体、説明の範囲

- ・ 議決の主体は議会。（議員が主体となる表決とは異なる）
- ・ 議決責任に関する説明の主体は議会。（主語は議会。「議会は、・・・・」）
- ・ 議決結果だけでなく、「何を論点としてどのような審議を行い、その経過の中では何が争点となったのか」「議会全体としてはどこまでを合意点として確認し、合意に至らず最後まで争点として残ったのは何か」「最終的になぜそのような議決結果になったのか」まで説明が必要である。⇒ 議員間討議の必要性

図表 16 将来の議決責任遂行の議会・議員活動のフロー



## 3 議員間討議

### (1) 議員間討議の意義

ア 制度上の位置付け（議会基本条例における規定）

- ・ 前文→政策サイクルにおける位置付けを規定
- ・ 第3条、第12条第1項→議会や議員の活動原則として規定
- ・ 第12条第2項→本会議・委員会における審査を構成する議事手続きの1つとして規定

※なお、会津若松市議会では、議員間の自由闊達な討論を「議員間討議」と位置付け、本会議及び委員会を実施している。委員会における議員間討議は「委員間討議」としており、以下、議員間討議の具体的な例や進め方・手順などについては委員間討議を例に記述する。

イ 基本的考え

(ア) 議員間討議を必要性の問題として認識

会津若松市議会では、どういうメリットがあるのかという有効性の観点からの議論ではなく、**必要があるから行うという必要性の問題**としての認識を重要視している。

⇒ 従前のような説明員に対する質疑を中心とする審議、審査では、その**議決に係る説明責任が十分に果たせない**。よって議員間討議を行う必要がある。

※なぜ質疑だけでは議決の説明責任を果たせないのか

例) 従来 of 執行機関への質疑のみによる審査の場合、おそらく次の①②のような説明しかできず、説明責任を果たしたとは言えない。

- ①・・・「私は、市長提案の議案は何ら問題がないと判断したから賛成した」または「私は、市長提案の議案に〇〇の問題があったから反対した」  
⇒議員(委員)個々人の表決の理由を説明しているに過ぎず、「議会(委員会)という機関」の議決結果の説明ではない。
- ②・・・「賛成4、反対3で原案可決との議決結果になった」  
⇒表決結果の単純合計を数量的に説明しているに過ぎず、議論の経過や内容が不明である。

(イ) 説明責任を尽くすための議員間討議のあり方

まず、ある議案について、論点を抽出し整理した上で、それに基づいて審査(質疑)を行う必要がある。

そして、委員だけで議論し、委員会全体としてどこまでを合意点とすることができたのかを確認し、合意に至らず最後まで争点として残った点をも明らかにする。

その上で最終的には表決に付し、委員会としての議決結果を得る。

このように、論点を明確にしながら議員間討議(委員間討議)を行い、合意点と合意に至らなかった点とを明らかにすることができて初めて、「委員会を主語としながら、なぜ4対3という議決結果になったのか」を説明することができる。

(ウ) 議員間討議を適切に進めるための条件整備

委員会開会までに各委員個々が議案調査を行うほか、各委員が議案ごとの論点を持ち寄り、予想される争点等については意見交換し、事前に「委員会としての共通論点」の抽出と一定の整理を行う。

この事前準備の可否及び良否が、実際には議員間討議(委員間討議)の可否及び良否を左右する。その意味において、ここに現実的な課題がある。

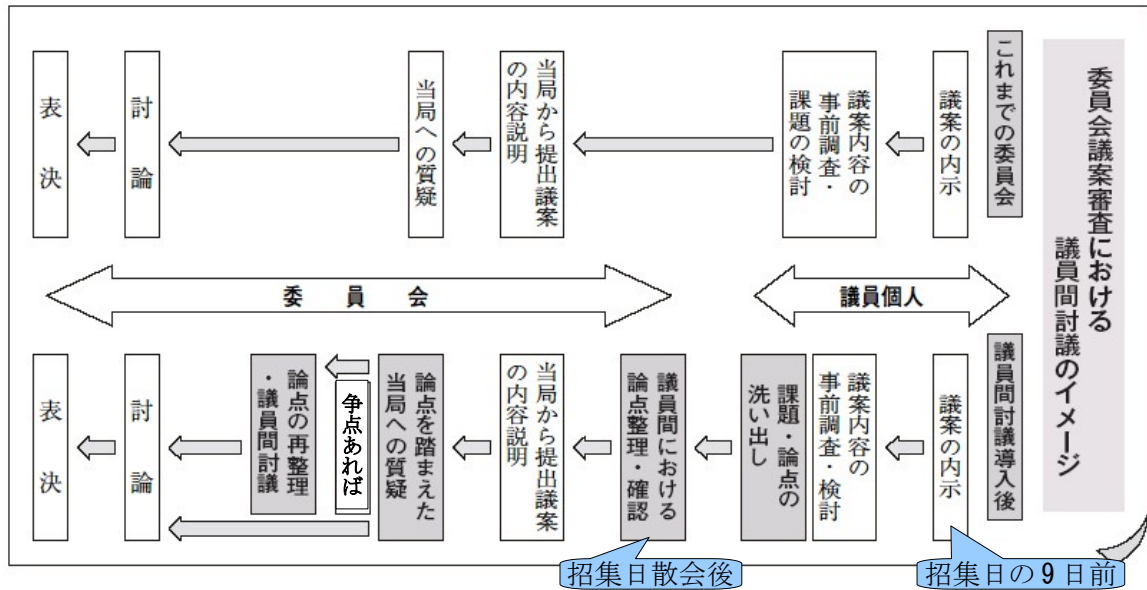
なお、議員間で争点が全く生じない場合は、制度上は、議員間討議を行う余地はないと考える。ただし、後日の説明に耐えられるだけの最小限の議論を通じた確認はなされていることが必要である。



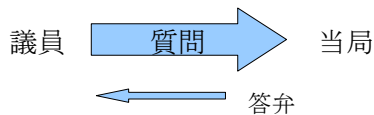
(2) 常任委員会における議員間討議（委員間討議）の進め方

ア 議案配布から委員会審査までのフロー概要（図表 17）

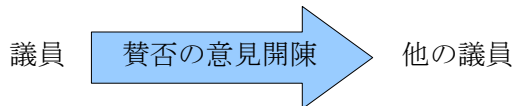
図表 17 委員会審査における議員間討議（委員間討議）のフロー



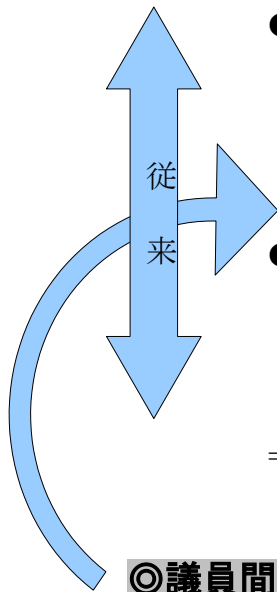
●質疑 … 議員が当局（議案提出者）に対して、**疑義**をたずぬもの



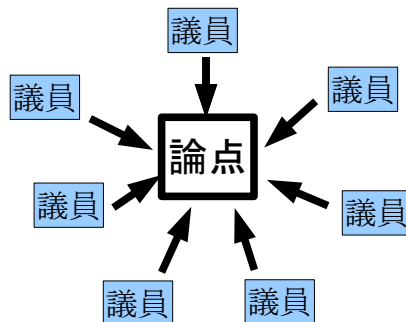
●討論 … 表決の前に議案等に対して、**賛成か反対**かの自己の意見を表明



⇒ 質疑にしる討論にしる一方通行的なものとなりやすい



◎**議員間討議** … 討議とはある事柄について意見を述べ合うこと。当局を抜きにして議員同士で議論する。



- 論点・争点を明らかにする
- 合意形成を図る
- どこまで合意できる、できないのか
- ↓
- 合意ならず ⇒ 討論～表決へ
- 合意 ⇒ 修正案・附帯意見・要請的意見として付けることが可能に
- ※P40 決議・要請的意見等 参照

イ 具体的手順（2月定例会議（当初予算審査など）を例に）

【1：事前の議案精読及び論点整理】

① 予算決算委員会各分科会の開催〔1月～2月中旬〕

- ・ 当初予算の審査に向け、この期間に予算決算委員会の各分科会単位で予算審査における論点の抽出を行う（議案は未配布のため、行政評価等を活用）
- ※ 9月定例会議における決算審査での議論や分科会における政策研究の視点、市民との意見交換会で得られた市民意見などを踏まえ、分科会として問題認識を持ち、特に重層的に審査すべきと考えられる政策分野およびその論点を抽出

② 議案の内示〔2月中旬〕

- ・ 提出案件説明会として、議案・資料が配布される
- ・ 各委員へ論点抽出の打合せ会の開催を通知

③ 議案精読及び論点抽出〔2月中旬～2月下旬〕

- ・ 委員各人により議案を精読し、条例案件等についても課題・論点を抽出

④ 論点抽出の打合せ会〔2月下旬（定例会招集日）〕 ※招集日終了後に各分科会で行う

- ・ 各自が抽出した論点を持ち寄り意見交換を行い、予算決算委員会各分科会における整理内容も踏まえて「委員会・分科会としての論点」を確認（P34 図表15）
- ・ 確認されたものは「委員会・分科会の抽出論点」として事務局が取りまとめ、予め執行機関へ通知する

⑤ 各委員による議案調査の継続〔～常任委員会・予算決算委員会分科会開催日〕

- ・ 各委員による議案調査の継続
- ・ 本会議における議案等への総括質疑を踏まえ各自論点を再整理

【2：各常任委員会・予算決算委員会各分科会の審査〔3月上旬～3月中旬〕】

① 執行機関からの提案内容・提出資料の説明

② 「委員会の抽出論点」に基づき執行機関への質疑

- ・ 議案ごとに抽出した「論点ごと」に質疑を行う（「チームプレー」として、委員全員が関連質疑を重層的に行う）
- ・ 委員個人が質疑を行う（従来の質疑の方法で「個人プレー的」に行う）
- ※ 執行機関からの答弁内容は、その後の議員間討議を行う際の「政策情報」の一つとして活用することとなる。

説明員は退席する

③ 議員間討議（委員間討議）

- ・ 論点ごとに争点を確認し、争点があれば、争点ごとに議員間討議（委員間討議）を行う
- ・ 議員間討議 →争点ごとに合意できる点・できない点を確認  
→合意できない点は、さらに合意できる点がないかについて討議
- ※ 合意点・・・争点の性質等に応じて「妥協点」という意味合いのケース、「共通認識」という意味合いのケースがある。

④ 討 論

⑤ 採 決

(参考) 決議・要望的意見等(市の計画、事務事業等に関するもの) ※直近のみ掲載

年月	種別	内容
令和3年6月	要望的意見	○文教厚生委員会 ・高齢者等世話付住宅生活援助員派遣事業の廃止に当たっての利用者への対応について
令和3年9月	決議	○適正な事務の執行に努めることを求める決議
	要望的意見	○予算決算委員会第1分科会 ・望ましい予算執行について ○予算決算委員会第2分科会 ・不適切な事務の再発防止及び議会に対する説明責任の履行について ○予算決算委員会第3分科会 ・中小企業・小規模企業未来会議のあり方について ・一般財団法人会津若松観光ビューローへの委託事業のあり方について ・新型コロナウイルス感染症に関する経済支援策のあり方について
令和3年12月	要望的意見	○予算決算委員会第3分科会 ・米価下落に係る水稻農家への支援のあり方について
令和4年2月	要望的意見	○予算決算委員会第3分科会 ・鶴ヶ城公園におけるボート体験事業のあり方について
令和4年6月	要望的意見	○予算決算委員会第3分科会 ・プレミアム商品券事業補助金に係る事業費の精査について
令和4年7月	附帯決議	○議案第48号 令和4年度会津若松市一般会計補正予算(第5号)に対する附帯決議
令和4年9月	要望的意見	○予算決算委員会第1分科会 ・社会の変化に応じた組織再編と人員配置の在り方について ・地域内交通の通学のための活用について ○予算決算委員会第2分科会 ・特別支援教育の充実に向けた取組について ・つながりづくりポイント事業の改善に向けた取組について ・地域の実情に応じた通学支援について ○予算決算委員会第4分科会 ・未対応となっている道路整備要望の精査について
令和4年12月	要望的意見	○予算決算委員会第2分科会 ・物価高騰により生活に困窮する市民への支援について
令和5年2月	要望的意見	○予算決算委員会第2分科会 ・こどもクラブの待機児童の早急な解消について ○予算決算委員会第3分科会 ・水田活用の直接支払交付金の交付対象水田のさらなる見直しに向けた取組について ・中心市街地の活性化の推進について ○予算決算委員会第4分科会 ・教育委員会との連携による通学路の除雪状況の公開について ・会津若松駅前都市基盤整備事業基本計画における市民への周知の在り方について ・三本松地区宅地整備事業旧第3工区における整備事業の在り方について
令和5年6月	要望的意見	○予算決算委員会第1分科会 ・スマートシティ会津若松推進事業費(デジタル地域通貨消費喚起事業補助金)の実施手法について
令和5年9月	要望的意見	○予算決算委員会第4分科会 ・コストを意識した効果的な除排雪予算の計上について
令和5年10月	決議	○承認第3号 令和4年度会津若松市一般会計歳入歳出決算の認定についてに関する決議

## Ⅶ 政策サイクル活用 of 具体的実践例

- 1 湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に向けた取組 …… P41  
(緊急性のある地域課題への対応例)
  - 2 除排雪に関する調査研究の取組 …… P44
- ※ 政策討論会各分科会からの政策提言は P30～P32 を参照  
※ 決議・要望的意見等(市の計画、事務事業に関するもの)は P40 を参照

### 1 湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に向けた取組 (緊急性のある地域課題への対応例)

#### (1) みなと 湊地区とは

会津若松市の東部に位置し、昭和の合併において会津若松市に編入された自然豊かな農村地域である。

福島県最大の湖である猪苗代湖の西岸に接する立地にありながら、長年にわたり有効な水源が確保できず、上水道の未整備地区となっている。地区内にはさまざまな手法による給水施設が混在しているほか、給水施設がなく湧き水や井戸水を使うことを余儀なくされている集落もあり、日常生活に必要な水資源の確保に大きな問題を抱えている。



#### (2) 主な経過 (詳細な取組経過は P42 図表 19 参照)

- |              |                                 |
|--------------|---------------------------------|
| 平成 24 年 5 月  | 市民との意見交換会                       |
| 平成 24 年 7 月  | 「湊地区水資源問題に係る検討委員会」設置 (計 16 回開催) |
| 平成 24 年 8 月  | 先行事例と水源等の現地調査                   |
| 平成 24 年 10 月 | 実態研究セミナー、第 1 回中間報告              |
| 平成 24 年 11 月 | 市民との意見交換会                       |
| 平成 25 年 4 月  | 第 2 回中間報告                       |
| 平成 25 年 6 月  | 最終報告                            |
| 平成 25 年 6 月  | 「給水施設未整備地区の早期解消に関する決議」を全会一致で可決  |

#### ※その後どうなったか

- ⇒ 市は、平成 26 年度から 5 年間の整備計画を策定し、未整備地区の解消に向けた取組を進め、一部地区では給水施設等が整備された。

#### (3) 議会における取組の概要

##### ア 湊地区水資源問題に係る検討委員会

##### (ア) 検討委員会の設置

平成 24 年 5 月まで 8 回開催された市民との意見交換会において、湊地区からは水資源に関する多くの意見が寄せられてきた。この問題について、市民との意見交換会を所管する広報広聴委員会より、議長に対して「緊急的に対応すべき地域課題である」との報告がなされた。このことを受け、各派代表者会議において、議長より、課題解決に向けた方向性を議会が示すことができるよう一定の調査・研究等を行う組織として、「湊地区水資源問題に係る検討委員会(以下「検討委員会」という。)」の設置が提起され、了承されたものである。

##### (イ) 検討委員会における主な取組概要

検討委員会は 1 年弱、16 回にわたる委員会を開催し、実態の把握に努め、課題を抽出し、委員間討議を機軸にしながら問題解決に向けた方向性について認識を深めた。

- a 現状・実態把握
- b 問題点の把握および課題解決に向けた委員間討議
- c 課題解決に向けた方向性

検討委員会では、検討すべき対象集落の定義を「現時点で市民が居住し、かつ会津若松市の上水道給水区域への参入が直ちに望めない湊地区内の衛生的飲料水確保が困難な集落」とした上で、「蛇口をひねればいつでも安全・安心な水が出る状態」を実現するため、市が地区（集落）の実情、住民の意向に寄り添いながら、課題解決に向けて主体的に取り組むべきであるとの共通認識に立った。

(ウ) 検討委員会から議会への中間報告と最終報告

検討委員会では上記のような検討の経過と結果をとりまとめ、議員全員協議会に対し2度の中間報告（平成24年10月及び平成25年4月）と最終報告（平成25年6月）を行った。

イ 関係当事者・市民との意見交換など

この間、議会では、①関係当事者との意見交換（湊町区長会との懇談会）、②現地視察、③学識経験者の参考意見の聴取、④市内15会場での市民との意見交換会（地区別意見交換会）などを行った。検討委員会における協議については、市民との意見交換会の場を活用して湊地区住民をはじめとした市民に説明し、意見交換を行うことで方向性を確認しながら議論を進めた経過にある。

ウ 本会議における決議案の提出

平成25年6月19日の6月定例会において、「湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に関する決議」が提出され、全会一致で可決された。（図表18）

図表18 湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に関する決議（抜粋）  
（略）

検討委員会では、これら市民意見も踏まえ、課題解決に向けた方向性について合意形成に努め、議論の前提として「現時点で市民が居住し、かつ会津若松市の上水道給水区域への参入が直ちに望めない湊地区内の衛生的飲料水確保が困難な集落」を対象の集落として捉えた上で、第1に、対象集落では、蛇口をひねればいつでも安全・安心な水が出る状態が実現されるべきであるとし、第2に、衛生的な飲料水供給は生活するための最低限の社会資本であることから、対象集落における飲料水の確保については、市が責任を持ち主体的に取り組むべきであるとした。さらには、第3に、施設整備に当たっては、利用者への応分の負担を前提として、対象集落の住民意向に寄り添い、計画的かつ着実に市が課題の解消を図るべきであるとし、第4に、整備後には、市と住民の協働のもと、互いの責任を明確にし、施設の適切な維持管理に努めながら、将来に向けてさらに安定的な飲料水供給が可能となるよう努めることが望ましい将来像である、と課題解決に向けた方向性について総括をしている。

今般の湊地区水資源問題に係る市議会の対応は、市民の声を起点としながら、これを地域課題として捉え、あるべき姿について議員間討議を活発に行うことを通して、地域課題に対する方向性を議会が積極的に示そうとするものであり、最終報告における検討経過及び結果については、妥当であると考えられるものである。また、地域課題の真の解決に向けては、議会の考えを明らかにし、湊地区住民をはじめとした市民に対する説明責任を適切に果たしていくことが重要であり、そのためには、市議会の機関意思を表明することが必要である。

よって、ここに、湊地区における給水施設未整備地区の早期解消については、最終報告における課題解決に向けた方向性に沿って、市が主体的に取り組むべきである旨を決議する。

(4) 執行機関のその後の対応

平成25年6月定例会における市議会の決議や、同年7月に湊町区長会から提出された要望書などを踏まえ、執行機関では、平成26年5月に「会津若松市湊地区給水施設等整備計画」を策定し、市が主体的に、地区住民との協働のもと、水源を調査し給水施設等を整備することとした。計画に基づき、平成26年度から平成30年度までの5年間において給水不安地区の給水施設等の整備が実施された。

図表 19 湊地区水資源問題に係る市議会における取組経過

開催月日	会議名等	実施内容
平成24年5月9日	市民との意見交換会	第8回市民との意見交換会（湊地区：第1班担当）
6月14日	広報広聴委員会	湊地区の課題整理と議長への報告
6月26日	各派代表者会議	市議会の対応方針決定
7月2日	各派代表者会議	検討組織の要領・委員の決定
7月17日	第1回検討委員会	正副委員長の互選、今後の進め方の決定
7月23日	第2回検討委員会	市（健康福祉部・水道部）からの経過等の説明
8月3日	第3回検討委員会	市（健康福祉部・水道部）からの追加説明、説明内容に係る委員間討議
8月17日	第4回検討委員会	先行事例と水源等の現地調査
10月9日	第5回検討委員会	実態研究セミナー「湊地区の水資源の現状と今後の展望について」 講師：川越清樹 福島大学准教授
10月18日	議員全員協議会	第1回中間報告
10月18日	第6回検討委員会	湊地区区長会との懇談会
11月2日	第7回検討委員会	現地調査と実態研究セミナー、懇談会を受けての委員間討議
11月12日	第8回検討委員会	これまでの全体的な経過を踏まえた委員間討議
11月14日	市民との意見交換会	第9回市民との意見交換会（湊地区：第2班担当）
12月21日	第9回検討委員会	市民との意見交換会を受けての委員間討議
平成25年1月16日	第10回検討委員会	委員間討議による合意形成
1月23日	第11回検討委員会	委員間討議による合意形成
1月30日	第12回検討委員会	市（健康福祉部）からの現状等の説明、委員間討議による合意形成
2月6日	第13回検討委員会	委員間討議による合意形成
4月15日	第14回検討委員会	中間報告に係る委員間討議
4月24日	議員全員協議会	第2回中間報告
5月7日	市民との意見交換会	第10回市民との意見交換会（湊地区：第3班担当）
5月24日	第15回検討委員会	市民との意見交換会を受けての委員間討議、検討委員会の最終報告について
5月28日	第16回検討委員会	検討委員会の最終報告について
6月5日	議員全員協議会	最終報告
6月19日	6月定例会継続本会議	「湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に関する決議」を全会一致で可決

## 2 除排雪に関する調査研究の取組

### (1) 会津若松市における除排雪問題

冬期間、好天が少なく積雪の多い会津若松市では、除雪及び排雪（除雪や雪下ろしにより積まれた雪を雪捨て場などに移動すること）は長年にわたり大きな課題である。近年では、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化により、除雪困難世帯が増加しているという現状もある。

積雪時、市では早朝から順次、対象となる市道について除雪車の運行を行うが、市民からは除雪時間やその優先順位、除雪の方法などについて多くの苦情が寄せられ、担当課の電話回線がパンク状態となることもしばしばある。また、市民との意見交換会においては、私道の除雪も市で行ってほしいとの要望も多く上がっていた。



ボランティアによる高齢者宅の間口除雪の様子

### (2) 主な経過（詳細な取組経過はP45 図表 23 参照）

- 平成 25 年 9 月 9 月定例会の建設委員会で「私道の実態把握や市道認定の基準のあり方の検討等」について要望的意見をとりまとめる
- 平成 25 年 10 月 政策討論会第 4 分科会で「除雪に係る諸課題」を調査研究テーマに設定
- 平成 25 年 10 月 建設委員会行政調査において、新潟市の除雪対策を調査
- 平成 26 年 1 月 予算審査決算審査準備会第 4 分科会において、予算審査に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
- 平成 26 年 3 月 2 月定例会の予算決算委員会第 4 分科会で、私道の除雪への対応等を論点として質疑し、執行機関より「私道の実態調査、私道除雪を行う際の条件設定の研究を行い、議会に報告する。」旨の答弁を得る
- 平成 26 年 10 月 建設委員会協議会において、執行機関より「私道除雪の実施方針」の報告

※その後どうなったか

- ⇒ 平成 26 年度から、公共性の高い私道の除雪について、一定の条件が整った場合は市が主体的に除雪を行うこととなり、私道 33 路線約 2.8km（当時）の除雪が実施された。

### (3) 議会における取組の概要

#### ア 市民との意見交換会

年 2 回、市内 15 地区で開催している市民との意見交換会においては、毎回、市民から除排雪に関する多くの要望が寄せられてきた。「除雪だけでなく排雪もしっかり行ってほしい」「玄関口や間口の雪処理をなんとかしてほしい」「私道の除雪もお願いしたい」「除雪支援の補助制度の拡大をしてほしい」などがその主なものである。これらの要望については、議会としても定例会の一般質問や委員会審査で取り上げてきたが、議会として市民に対して明確な報告をすることはできていなかった。

#### イ 建設委員会、予算決算委員会第 4 分科会、政策討論会第 4 分科会

（ア）私道の実態把握に係る要望的意見を市長へ提出（平成 25 年 9 月）（図表 20）

#### 図表 20 建設委員会としての要望的意見（抜粋）

公衆用道路として供されている私道等は、住民の方々の高齢化などの時代の変化により、除排雪等も含めた維持管理が難しくなっている現状がある。また、緊急車両の通行ができないなどの市民の生命・財産を脅かす危険性が内在している。

これら、公衆用道路として供されている私道等については、議会と市民との意見交換会においても毎回数多くの切実な意見、要望が出されており、これらの問題は今後も増えていくことが予想される。

これらのことから、私道の実態把握等の全体的な調査の実施、さらには本市における市道認定の基準のあり方についての検討に、速やかに取り組むよう要望するものである。

- (イ) 調査研究テーマに「除雪に係る諸課題」を設定（平成25年10月）
- (ウ) 新潟市の除雪事業を調査（平成25年10月）
- (エ) 予算審査に向けて、「雪対策を推進する」を政策課題に抽出（平成26年1月）
- (オ) 予算審査において「私道の除雪への対応」等を質疑し、執行機関より「私道の実態調査、私道除雪を行う際の条件設定の研究を行い、議会に報告をする」旨の答弁を得る。（平成26年3月）

#### (4) 執行機関のその後の対応

執行機関は、議会の審査等を踏まえ、平成26年10月、「私道除雪の実施方針」を議会に示した。（図表21）

この方針に基づき、平成26年度から公共性の高い私道除雪について、一定の条件が整った場合は市が主体的に除雪を行うこととなり、私道33路線約2.8km（当時）の除雪が実施されたことにより、当該道路を利用する多くの市民の安全・安心な通行を確保することができた。

図表21 私道除雪の実施方針（概要）

##### 【基本的な考え方】

公共性の高い私道のうち、実施条件の整ったものについて、平成26年度より市が除雪する。

##### 【公共性の高い私道とは】

次の要件を全て満たす私道とする。

- ①公道から公道へ通り抜けできること。
- ②日常的に不特定多数の者が利用していること。
- ③一般交通の用に供していること。

##### 【実施条件】

次の条件を全て満たしていることとする。

- ①地区から要請があること。
- ②市が除雪を行うことに対して土地所有者が同意していること。
- ③除雪機械が作業可能な3m以上の道路幅員が確保できること。
- ④除雪機械による路面の損傷や砂利の散乱等防止のため、道路面が舗装されていること。

##### 【実施基準】

私道除雪も市道と同様の基準（積雪10cm）で実施する。

除雪順序は原則、市道除雪を優先させ、引き続き私道の除雪を行う。なお、効率的な除雪の順路設定を図る場合は、除雪順序が逆になることもある。

排雪は、交差点の雪山除去や雪置き場の排雪等、路線毎の状況を見ながらの対応とする。

#### (5) 議会のその後の対応

議会の取組により一部私道の除雪が実現したが、除雪については多様な課題が山積しており、さらなる調査研究が必要であるとの認識から、政策討論会第4分科会では平成27年6月にとりまとめた最終報告の中に、次期議会への申し送り事項として「除雪に係る諸課題について」を引き続き研究テーマに設定することを盛り込み、政策討論会全体会において報告した。（図表22）

平成27年7月の改選を経て、新たにスタートした政策討論会第4分科会においても、継続して「官民連携による降雪対策のあり方について」を具体的検討テーマと設定し、その後、除排雪業務を請け負う業者を構成員とする会津道路メンテナンス協同組合との分野別意見交換会を実施するとともに、町内会や除雪業者に対するアンケート調査を行い、除排雪の現状把握と課題解決に向けた調査研究に取り組んでいる。

図表22 会津若松市議会政策討論会第4分科会 最終報告（平成27年6月）（抜粋）  
（略）

「除雪に係る諸課題について」は、今期中途からテーマ設定したものである。本テーマについては、市道の除排雪の推進という視点に加え、通勤・通学等に供する歩道の除排雪、除雪困難世帯への対応、私道の除排雪など多様な課題を認識しているところであり、これらに対応するためには、除排雪に係る窓口の一本化や地域住民との連携のあり方などさらなる検討が必要であるが、これらに係る検討はまだ緒に就いたばかりである。



今後については、地域の実態を踏まえ、より効率的・効果的な除排雪体制の構築に向けて、官民の協力体制の構築を基本としながら、そのあり方を検討するとともに、利雪などの視点も取り入れた総合的な視点から、安心できる市民生活を考えた雪に強いまちづくりを推進するため、さらなる調査研究が必要である。  
(略)

図表 23 建設委員会・政策討論会第4分科会等における降雪対策に係る審議・調査研究経過（平成25年度～平成29年度）

開催月日	会議名等	実施内容
平成25年 9月 定例会	建設委員会	「私道の実態把握や市道認定の基準のあり方の検討等」について要望的意見を取りまとめる
10月7日	政策討論会第4分科会	前期体制からの申し送り事項、今後の進め方についてほか ⇒具体的検討テーマとして「除雪に係る諸問題」を設定
10月17日 ～18日	建設委員会	建設委員会行政調査（新潟県新潟市＝除雪対策、ほか）
10月30日	政策討論会第4分科会	建設委員会行政調査の総括
平成26年1月16日 2月3日 2月13日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	予算審査に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
2月 定例会	予算決算委員会第4分科会	抽出論点に基づき、私道の除雪への対応などについて質疑を行う
4月23日	政策討論会全体会	政策討論会での政策研究に係る中間報告（第4分科会として、除雪に係る諸課題については今後も検討していくことを報告）
7月11日 7月18日 7月29日 8月6日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	決算の評価に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
9月 定例会	予算決算委員会第4分科会	「雪対策を推進する」について、決算評価をとりまとめる
10月27日	建設委員会協議会	執行機関より、私道除雪の実施方針について報告を受ける
平成27年6月25日	政策討論会全体会	降雪対策等に関する最終報告
8月28日 9月8日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	決算の評価に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
9月 定例会	予算決算委員会第4分科会	「雪対策を推進する」について、決算評価をとりまとめる
11月4日	政策討論会第4分科会	分科会における問題分析のテーマとして「官民連携による降雪対策のあり方について」を設定し、優先的に調査研究を進めることを確認
11月17日 ～18日	建設委員会	建設委員会行政調査（秋田市秋田市＝ゆき総合対策基本計画を踏まえた除排雪の取組、ほか）
11月20日	政策討論会第4分科会	建設委員会行政調査の総括
12月11日	政策討論会第4分科会	排雪対策のあり方について
12月22日	政策討論会第4分科会	分野別意見交換会を実施（会津若松除雪実施協力会との意見交換）
平成28年1月14日	政策討論会第4分科会	分野別意見交換会の総括
1月14日 1月29日 2月10日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	予算審査に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
1月29日	政策討論会第4分科会	町内会に対して除排雪に関するアンケートを実施
2月 定例会	予算決算委員会第4分科会	「除排雪対策事業に係る私道の除雪」について要望的意見を取りまとめる

開催月日	会議名等	実施内容
平成28年 8月 3日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	除雪業者に対して除排雪に関するアンケートを実施
8月 4日 8月23日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	決算の評価に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
9月定例会	予算決算委員会第4分科会	抽出論点に基づき、私道の除雪への対応などについて質疑を行う
平成29年 1月16日 2月 9日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	予算審査に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
2月定例会	予算決算委員会第4分科会	「除排雪対策事業に係る私道の除雪とオペレーターの育成」について要望的意見をとりまとめる
8月 9日	政策討論会全体会	降雪対策等に関する中間報告
8月25日 8月30日	予算審査決算審査準備会 第4分科会	決算の評価に向け「雪対策を推進する」等を政策課題として論点を抽出
9月定例会	予算決算委員会第4分科会	「除排雪対策の今後のあり方」について要望的意見をとりまとめる
10月18日 ～19日	建設委員会	建設委員会行政調査（秋田市大仙市＝雪対策、秋田県横手市＝雪を活かしたまちおこし）
11月 8日	政策討論会第4分科会	建設委員会行政調査の総括
平成30年 1月22日	政策討論会第4分科会	分野別意見交換会を実施（会津道路メンテナンス協同組合（旧会津若松除雪実施協力会）との意見交換）
1月31日	政策討論会第4分科会	分野別意見交換会の総括
2月定例会	予算決算委員会第4分科会	「私道の除雪」について要望的意見をとりまとめる
4月26日	政策討論会全体会	降雪対策等に関する中間報告

## VIII その他議会改革の取組

1	一般質問に係る情報交換会（H21.8.7～）	P48
2	本会議場での会議の議会映像配信（H24.6月～）	P48
3	議会災害対策本部設置規程の制定（H24.6.26）	P48
4	議会災害時業務継続計画（議会BCP）の策定（R元.6.24）	P49
5	今後の議会改革の方向性について	P50

### 1 一般質問に係る情報交換会（H21.8.7～）

#### 【目的・趣旨】

議会基本条例の基本方向を踏まえ、合議体である議会が政策面でまとまって執行機関に對峙していくため、議員の発言に対する権利保障を前提としながら、個々の議員間の質問項目の重複に関して、事前に会派間の情報交換を行う目的で開催する。

#### 【開催日】

一般質問の通告締切の概ね3週間前

#### 【情報交換】

一般質問の大項目、中項目レベルで重複が想定される質問項目の協議・調整を行う。

※ 質問を制限する趣旨ではなく、より重層的な質問となるよう、質的向上を図るもの。

### 2 本会議場等の映像配信（H24.6月～）

議場での本会議及び予算決算委員会の模様をインターネットにより、ライブ中継と録画中継で配信している。

- ・ ライブ中継：ユーチューブライブ
- ・ 録画中継：ユーチューブ

※ 議会映像を録画したブルーレイディスクの貸し出しを行っている。

### 3 議会災害対策本部設置規程の制定（H24.6.26、R元.6.24一部改正、R5.6.9一部改正）

#### 【目的・設置】

市災害対策本部等と連携を図り、災害対策活動を支援し、議会として災害に迅速に対応するため、市災害対策本部等が設置された場合、設置される。（設置については、議会基本条例第21条に規定）

#### 【組織】

本部長⇒議長、副本部長⇒副議長、本部役員⇒各会派代表者

#### 【本部の所掌事務】

- ①議員の安否確認
- ②各議員への情報提供
- ③市災害対策本部への情報提供
- ④被災地・避難所等の調査
- ⑤国・県への要望 等

#### 4 議会災害時業務継続計画（議会BCP）の策定（R元. 6. 24、R5. 6. 9 一部改正）

##### 【目的】

議会は、災害時においても、議事機関・議決機関、住民代表機関として、市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害支援活動を行うことが求められることから、①議会機能の維持及び早期回復、②市民の生命、身体、財産を保護するために必要な支援の実施及び市民生活の早期安定を目的として、計画を定めた。

##### 【主な内容】

- ①計画の位置付け及び目的
- ②議会災害対策本部の設置基準等
- ③議会（議会災害対策本部）、議員及び議会事務局の役割
- ④議会BCP策定後の運用、等

#### 5 今後の議会改革における具体的検討事項について

「今後の議会改革について」として24項目の具体的検討事項を設定。（P50 図表24）

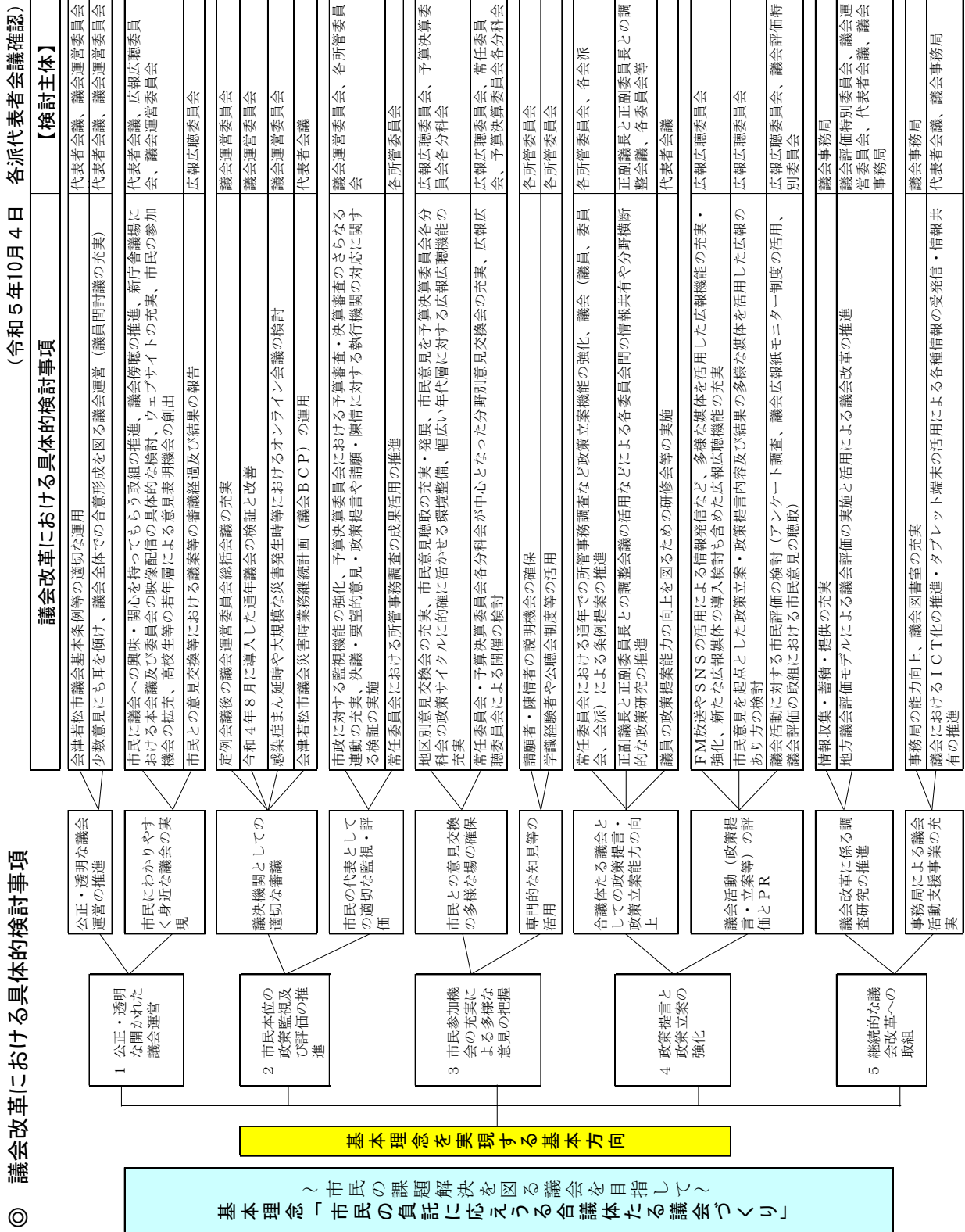
- ・ 正副議長選挙における所信表明の内容や各党派からの要望等を踏まえて設定し、各派代表者会議で確認（R 5. 10月）

<参考：議会改革に伴い増加した主な議会活動・議員活動>

- ・ 市民との意見交換会（地区別） : 年2回×15会場
- ・ 広報広聴委員会 : 年間20回以上
- ・ 政策討論会全体会 : 年2回程度
- ・ 政策討論会各分科会 : 年10数回×4分科会
- ・ 政策討論会議会制度検討員会 : 年10数回
- ・ 一般質問に係る情報交換会 : 年4回
- ・ 予算決算委員会全体会 : 年8回
- ・ 予算決算委員会各分科会 : 年7回程度×4分科会
- ・ 予算審査決算審査準備会各分科会 : 年6回程度×4分科会

このほか、市民との意見交換会に係る班ごとの打合せ・事後調査・報告書作成・次の班への引継ぎなどの活動。

図表 24 今後の議会改革について



※ 参考

議会基本条例施行以降の主な議会改革の動き（平成 20 年度～）

年 度	主な出来事	組織設置等	具体的事例等
平成 20 年度	第 1 回市民との意見交換会の開催 (H20. 8. 25～9. 1)	広報広聴委員会の設置 (H20. 6. 23～現在)  政策討論会（分科会・議会制度検討委員会）の設置 (H20. 12. 1～現在)	○議会基本条例、議員政治倫理条例の制定・施行（H20. 6. 23） ○市民との意見交換会開催要領の制定（H20. 7. 1） ○政策討論会に関する規程の制定（H20. 12. 1） ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会に関する実施要領の制定（H21. 3. 31）
平成 21 年度	「市民と議員の条例づくり交流会議 in 会津～変わる議会・会津から」の開催 (H21. 6. 6～7)  第 4 回マニフェスト大賞「最優秀成果賞」の受賞 (H21. 11. 6)	鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想（素案）に係る検討委員会の設置 (H21. 5. 20～12. 10)	○政務調査費一人当たり月額 45,000 円を 35,000 円へ減額（H21. 4. 1 施行） ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施（H21. 5. 19） ○議員間討議について、6 月定例会で試行後、「常任委員会における委員会の討議について」の内容を議会運営委員会で確認（H21. 9 月定例会から実施） ○議会改革に係る視察受入に議員が対応（任意登録）（H21. 7 月～） ○一般質問に係る情報交換会の開催（H21. 8. 7～） ○鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想（素案）の再考に関する決議を賛成多数で可決（H21. 12 月定例会） ○福島大学と相互友好協力協定の締結（H22. 1. 27）
平成 22 年度	第 5 回マニフェスト大賞「優秀議会改革賞」の受賞 (H22. 11. 5)		○「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」最終報告（H22. 12. 2） ○政策討論会各分科会の研究成果（最終報告）の公表及び市長へ政策提言（H23. 2. 24） ○議会基本条例の一部を改正（H23. 3. 28）
平成 23 年度	市議会議員選挙 (H23. 8. 7)  第 6 回マニフェスト大賞「優秀成果賞」の受賞 (H23. 11. 4)		○市民との意見交換会開催要領を廃止し、市民との意見交換会実施要領を制定（H23. 7. 27） ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施（H23. 8. 23） ○今後の議会改革について（方向性）を決定（H23. 11 月）
平成 24 年度		決算評価準備会の設置 (H24. 6. 27～9. 12)  湊地区水資源に係る検討委員会の設置 (H24. 7. 17～H25. 6. 5)	○議会映像配信（6 月定例会で試行、9 月定例会より本格導入） ○行政評価を活用した基本施策の評価及び決算審査の導入（H24. 6 月～9 月）

年 度	主な出来事	組織設置等	具体的事例等
(続き)		決算特別委員会の設置 (H24. 9. 12~28) 予算審査準備会の設置 (H24. 12. 27~H25. 3. 6) 予算特別委員会の設置 (H25. 3. 6~25)	○市議会災害対策本部設置規程の制定 (H24. 6. 26) ⇒H25. 1. 27~3. 27 対策本部設置 ○決算審査と連動した予算審査に向けた論点抽出及び予算審査を導入 (H24. 12 月~H25. 3 月) ○議会基本条例の一部を改正 (H24. 12. 25)
平成 25 年度		予算決算委員会の設置 (H25. 8. 23~現在)	○湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に関する決議を全会一致で可決 (H25. 6 月定例会) ○「見て 知って 参加する ための手引書 ~会津若松市議会白書 平成 25 年版~」を作成 (H25. 7 月発行) ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (H25. 8. 23)
平成 26 年度		政務活動費ガイドライン 検討委員会の設置 (H27. 1. 13~3. 24)	○「見て 知って 参加する ための手引書 ~会津若松市議会白書 平成 26 年版~」を作成・全戸配布 (H26. 7 月発行) ○市民との意見交換会実施要領の一部を改正 (H26. 11. 25) ○議会基本条例の一部を改正 (H27. 3. 17) ○会津若松市議会政務活動費ガイドラインを作成 (H27. 4. 1 から適用)
平成 27 年度	市議会議員選挙 (H27. 7. 26)		○政策討論会各分科会の研究成果 (最終報告) の公表及び市長へ政策提言 (H27. 6. 30) ○「見て 知って 参加する ための手引書 ~会津若松市議会白書 平成 27 年版~」を作成 (H27. 7 月発行) ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (H27. 8. 20) ○今後の議会改革について (方向性) を決定 (H27. 10 月)
平成 28 年度		総合計画審査準備会の設置 (H28. 5. 10~9. 1) 総合計画審査特別委員会の設置 (H28. 9. 8~12. 16)	○点字版「あいづわかまつ広報議会」の発行を開始 (H28. 5. 1 号~) ○一般質問日数の拡大 (2 日⇒3 日) (H28. 6 月定例会~現在) ○「見て 知って 参加する ための手引書 ~会津若松市議会白書 平成 28 年版~」を作成・全戸配布 (H28. 9 月発行) ○点字版「見て 知って 参加する ための手引書 ~会津若松市議会白書~」を作成 (H28. 9 月発行) ○会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定・施行 (H28. 11. 22)

年 度	主な出来事	組織設置等	具体的事例等
平成 29 年度			<p>○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (H29. 8. 18)</p> <p>○会津若松市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正 (H29. 9. 20)</p> <p>○「見て 知って 参加する ための手引書 ～会津若松市議会白書 平成 29 年版～」を作成 (H29. 10 月発行)</p>
平成 30 年度		<p>広報議会モニターの設置 (H30. 5. 14～現在)</p>	<p>○会津若松市議会議員の定数を定める条例の一部を改正 (30 人→28 人) (H30. 9. 14)</p> <p>○「見て 知って 参加する ための手引書 ～会津若松市議会白書 平成 30 年版～」を作成 (H30. 11 月発行)</p> <p>○会津若松市議会委員会条例の一部を改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務委員会 (8 人→7 人)</li> <li>・文教厚生委員会 (8 人→7 人)</li> <li>・予算決算委員会 (29 人→27 人)</li> <li>・議会運営委員会 (8 人→7 人)</li> </ul> <p>(H30. 12. 18)</p> <p>○会津若松市議会会議規則の一部を改正 (議事の記録方法の改正 (速記の廃止) 等) (H31. 3. 5)</p>
令和元年度	<p>市議会議員選挙 (R1. 8. 4)</p>		<p>○一般質問の 2 回目以降の質問 (再質問) における一問一答方式選択制を試行的に実施 (R1. 6 月定例会～)</p> <p>○議会基本条例の一部を改正 (R1. 6. 24)</p> <p>○市議会災害対策本部設置規程の一部を改正 (R1. 6. 24)</p> <p>○議会災害時業務継続計画 (議会 B C P) の策定 (R1. 6. 24)</p> <p>○政策討論会各分科会の研究成果 (最終報告) の公表及び市長へ政策提言 (R1. 7. 11)</p> <p>○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (R1. 8. 27)</p> <p>○今後の議会改革について (方向性) を決定 (R1. 11 月)</p>
令和 2 年度		<p>新庁舎整備に係る検討委員会の設置 (R2. 5. 22～8. 18)</p>	<p>○新庁舎整備に関する提言を市長へ提出 (R2. 9. 3)</p> <p>○「見て 知って 参加する ための手引書～会津若松市議会白書 令和 2 年度版～」を作成・全戸配布 (R3. 2 月発行)</p> <p>○高校生によるフリースピーチ (R3. 2. 25)</p>



年 度	主な出来事	組織設置等	具体的事例等
令和3年度		スーパーシティ構想に関する調査会の設置 (R3.12.2～R5.6.16)	○防災対策の充実・強化について市長へ提言 (R3.8.4) ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (R3.8.11)
令和4年度	令和4年度 マニフェスト大賞 最優秀議会改革賞の受賞 (R4.11.11)	議会制度検討特別委員会の設置 (R4.8.8～R5.7.31)	○通年議会の導入 (R4.8) ○政策サイクルの再設計 (R4.8) ○地方議会成熟度評価モデルによる内部評価の試行 (R5.2.16)
令和5年度	市議会議員選挙 (R5.7.30)	議会評価特別委員会の設置 (R5.10.6～現在)	○地方議会成熟度評価モデルによる内部評価の試行に対する外部評価の実施 (R5.5.17) ○令和元年6月定例会から試行してきた一般質問の2回目以降の質問(再質問)における、一括質問・一括答弁方式と一問一答方式の併用・選択方式を導入 (R5.6月定例会議～) ○市議会災害対策本部設置規程の一部を改正 (R5.6.9) ○議会災害時業務継続計画(議会BCP)の一部を改正 (R5.6.9) ○予算決算委員会各分科会の研究成果(最終報告)の公表及び市長へ政策提言 (R5.7.7) ○議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施 (R5.8.24) ○今後の議会改革について(議会改革における具体的検討事項)を決定 (R5.10.4)